

チェックリスト

令和5年11月30日に養蜂振興法(以下、法という。)に係る国の通知等に改正がありました。
(<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/sonota/bee.html>)

これを受け、大分県では、蜂群配置調整の対象に該当しない「小規模に飼育し、蜂蜜等を自家用に供する飼育者」(養蜂振興法の施行について(令和5年11月30日5畜産大1921号)1の(2))を『年間平均飼育群数が5群以内の日本蜜蜂のみの飼育者であり、自宅又は自己所有地で自家用に供するために飼育する個人』としましたので、以下をご確認の上「令和8年分蜂群配置計画書(別紙様式1)」等の提出をお願いいたします。

1 次のア～エの4項目において、当てはまる項目に☑を記入願います。

ア 5群以内の飼育である

保有する巣箱の数ではなく、年間の平均的な飼育群数として確認をお願いします。
※ここでチェック☑を行う者は、令和8年分蜂群配置計画書(別紙様式1)の「1飼育群数」を必ず5群以内の数をご記入願います。蜂群配置計画書の「1飼育群数」が5群以上の場合は、ここで☑があったとしても、蜂群配置調整の対象といたしますのでご注意願います。

イ 日本蜜蜂のみ飼育である

西洋蜜蜂はふそ病など防疫上の観点から1群でも飼育をしている場合は、全て蜂群配置調整の対象となります。

ウ 自宅又は自己所有地での飼育である

エ 蜂蜜等の蜜蜂から得られる生産物は全て自家用に供している

自家消費出来ず余った蜂蜜等を販売したり、蜂蜜等を譲渡する際に金銭収入以外の利益を得た(例:蜂蜜をあげる代わりに野菜を受け取った。)場合は、自家用に供しているとはみなしませんので、この場合はエには該当しません。

ア～エの全てに☑があります。

小規模に飼育し、蜂蜜等を自家用に供する飼育者に該当しますので

→蜂群配置調整の対象にはあたりません。

令和8年分蜂群配置計画書(別紙様式1)に必要事項を記入の上、お住まいの市町村を管轄する振興局へ提出願います。【提出物】①チェックリスト②令和8年分蜂群配置計画書(別紙様式1)

ア～エのいずれかに☑がありません。

小規模に飼育し、蜂蜜等を自家用に供する飼育者に該当しませんので

→蜂群配置調整の対象になります。

令和8年分蜂群配置計画書(別紙様式1)及び別添の「個人情報掲載及び提供の同意書(別紙様式2)」に必要事項を記入の上、お住まいの市町村を管轄する振興局へ提出願います。

【提出物】①チェックリスト②令和8年分蜂群配置計画書(別紙様式1)③個人情報掲載及び提供の同意書(別紙様式2)

※蜂群配置調整は新規飼育や増群の案件に対して実施されるものです。ここで調整の対象となった方の全ての方に対して実施するものではありません。

提出日 令和 年 月 日

住所

氏名

(押印は不要です)